

番号法に基づく特定個人情報保護評価の内容変更について

1 報告の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第 27 条の規定に基づく平成 27 年度の特定個人情報保護評価について、前回の個人情報保護審査会における報告内容に変更がありましたので、報告します。

2 変更内容

基礎項目評価のみを実施する事務について、次のとおり変更しました。

変更後	変更前
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所支援等に関する事務 ・予防接種に関する事務 ・身体障がい者手帳の交付に関する事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する事務 ・生活保護に関する事務 ・国民健康保険に関する事務 ・国民年金に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子保健に関する事務 ・児童手当等に関する事務 ・後期高齢者医療保険に関する事務 ・介護保険に関する事務 ・自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務 ・子どものための教育・保育給付に関する事務 ・保育所における保育の実施等に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所支援等に関する事務 ・予防接種に関する事務 ・身体障がい者手帳の交付に関する事務 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する事務 ・生活保護に関する事務 ・国民健康保険に関する事務 ・国民年金に関する事務 ・改良住宅等の管理に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子保健に関する事務 ・児童手当等に関する事務 ・後期高齢者医療保険に関する事務 ・介護保険に関する事務 ・二次予防事業対象者把握事業に関する事務 ・健康増進に関する事務 ・自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務 ・留守家庭児童会に関する事務
計：15 事務	計：17 事務

3 変更理由

特定個人情報の必要性等について再検討した結果、4 事務を削除
 法律上、個人番号を取得すべき 2 事務を追加